

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年7月7日 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市堅田 ^{かた} 漁港南方沖（琵琶湖南部） 衣川 ^{きぬがわ} 四等三角点から真方位142°1,950m付近 （概位 北緯35°06.0′ 東経135°55.3′）
事故の概要	プレジャーボートグローブス4号は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年7月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート グローブス4号 0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	253-30188滋賀、株式会社田中エンタープライズ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>船長は、レンタルボート会社から本船を借り受け、1人で乗り組み、釣り場に到着し、船首部で釣りを行っていた際、船体が沈下して少量の湖水が右舷船尾部の舷側排水口から甲板上に流入していることに気付いたが、甲板下区画を確認したところ、浸水を認めなかったため、釣りを続けた。</p> <p>船長は、帰航することとして釣り場を発進し、右舷船尾部で腰を掛けて船外機を操作していたところ、本船は、同部の舷側排水口から流入する湖水が量を増して甲板上に滞留し、右舷側に傾いて転覆した。</p> <p>船長は、水中に投げ出され、救命胴衣を手動で膨張させて防水性能を備えた携帯電話で110番通報を行った後、本船につかまって救助を待ち、来援した警察の警備艇に救助された。</p> <p>本船は、警察から依頼を受けた地元造船所の船舶により同造船所までえい航された。</p> <p>本船は、船首部の甲板上に備えられたフットコントローラーで電動船外機を操作しながら釣りを行うようになっており、甲板下区画が中央部のいけすを挟んで船首側と船尾側に分かれ、両区画がドレン管で繋がれていた。</p> <p>レンタルボート会社担当者は、本事故後、本船の正船首部の防舷材上方に破口（以下「本件破口」という。）を認め、本件破口は、本事故前に本船を貸し出した際、以前の利用者が着棧の際に船首部を強く棧橋に接触させるなどして生じたと思った。</p>

	船長は、発航前に本件破口に気付かなかった。
分析	本船は、本件破口が生じた状態で貸し出され、出航したことから、船長が船首部で釣りを行っていた際、波を受けて本件破口から湖水が船首側の甲板下区画に流入し、帰航時、船長が右舷船尾部に移動した際、同区画の水がドレン管を通過して船尾側の甲板下区画に移動するとともに右舷船尾部が沈下し、水面下となった同部の舷側排水口から流入した湖水が甲板上に滞留し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件破口が生じた状態で貸し出されて出航したため、波を受けて本件破口から湖水が船首側の甲板下区画に流入し、同区画の水がドレン管を通過して船尾側の甲板下区画に移動するとともに右舷船尾部が沈下し、同部の舷側排水口から流入した湖水が甲板上に滞留し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンタルボート事業者は、事業に使用する船舶の点検を入念に行い、堪航性に影響を及ぼす損傷を確実に発見して修理し、船体に浸水のおそれがある破口等が生じている船舶は貸し出さないこと。 ・ 船長は、レンタルボートを利用する場合、船体に浸水のおそれがある破口等が生じていないか発航前に確認すること。 ・ 船長は、船体の異常な沈下を認めた場合は、速やかに救助を要請すること。